

あすわ相談支援事業所 リアン 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、厚生労働省令「障害者自立支援法に基づく指定計画相談の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して「計画相談支援」「障害児相談支援」を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援給付・障害児相談支援給付の支給決を受けた方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1.	サービスを提供する事業者	2
2.	利用事業所の概要	2
3.	サービスの目的・運営方針	2
4.	サービスに係る事業所・設備等の概要	3
5.	サービス提供職員の設置状況	3～4
6.	サービス提供の内容	4～5
7.	利用料金	5
8.	利用者の記録及び情報管理等	5～6
9.	虐待防止について	6
10.	秘密の保持と個人情報の保護について	6
11.	緊急時の対応	7
12.	要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する窓口	7
13.	非常災害時の対策	7
14.	当事業所ご利用の際に留意いただく事項	8
	(別紙)	
	計画相談支援事業・障害児相談支援事業における利用料金	9～11

社会福祉法人 足羽福祉会

あすわ相談支援事業所 リアン

当事業所は福井市の指定を受けています。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 足羽福祉会
所 在 地	福井県福井市柁野町20字7番地
電 話 番 号	0776-41-3108
代表者氏名	理事長 高村 昌裕
設 立 年 月	昭和43年5月15日

2. 利用事業所の概要

事業所の種類	指定計画相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所
事業所の名称	あすわ相談支援事業所リアン
事業所の所在地	福井県福井市米松2丁目6番28号
連絡先	電話番号 0776-88-0001 F A X 0776-63-6621
管 理 者	渡辺 順子
サービスの実施地域	福井市全域
主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者・身体障害者・精神障害者・難病等対象者（18歳未満の者を除く） ・障害児（18歳未満の障害者）
開設年月日	平成24年4月1日
事業所番号	指定計画相談支援事業所 1830101521 指定障害児相談支援事業所 1870101522

3. サービスの目的・運営方針

目 的	1.利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
運営方針	<p>2.特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。</p> <p>3.特定相談支援事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。</p> <p>4.前三項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

4.サービスに係る事業所・設備等の概要

<主な設備>

	部屋数	備 考
事務所・スタッフルーム	1室	机、椅子、パソコン、書棚、通信機器他
更衣室	2室	ロッカー
洗面設備	2ヶ所	手洗い場
便 所	3ヶ所	バリアフリー対応1ヶ所
相談室・多目的室	1室	机、椅子
スプリンクラー設備	有	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5.サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤 換算	職務内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.5	従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業員に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	4 以上		4 以上			4 以上	【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
相談支援員	1 以上		1 以上			1 以上	【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案作成】主任相談支援専門員の指導助言を受けながらサービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案作成を行います。 【モニタリング】主任相談支援専門員の指導助言を受けながらモニタリングの業務を行います。
保有資格	社会福祉士 精神保健福祉従事者研修 強度行動障害支援者養成研修 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 主任相談支援専門員						

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
相談支援専門員・相談支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

（イ）営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日 月～金（※原則的に祝日、土日、年末年始、お盆を除く）

受付時間：月～金 8時30分～17時30分（※営業日外・提供時間外にも電話などにより24時間常時連絡が可能な体制をとっています。）

サービス提供時間帯：月～金 8時30分～17時15分

6.サービス提供の内容

（1）サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

利用者の居宅等で面談を行い、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

③利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

④把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

⑤支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

⑥担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利

用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

(3) サービスの利用に関する留意事項

① サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご利用相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

7. 利用料金

(1) 相談支援利用料

厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に交付します。

詳しくは（別紙）計画相談支援事業・障害児相談支援事業における利用料金をご参照ください。

※障害福祉サービス等報酬改定による報酬・基準の見直しがあった場合及び事業所の配置基準等の変更による給付費の変更があった場合は、（別紙）計画相談支援事業・障害児相談支援事業における利用料金を改訂しますが、障害福祉サービス等報酬改定による報酬・基準の見直し後、事業所の配置基準等の変更による給付費変更後の利用料金の内容については、代理受領の通知をご確認ください。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、サービスを提供した日から5年間です。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は午前8時30分～午後5時15分です。但し、事前に連絡をお願いいたします。

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24/月法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：渡辺 順子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止委員会の設置

10.秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。（契約終了後5年間保管） ○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記

	<p>録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>
--	--

11.緊急時の対応

(1) 医療

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

※当事業所サービス利用期間中に、医療機関で治療を受けた場合には、当該医療機関に支払うべき医療費自己負担額については利用者の負担となります。

12.要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<p><窓口担当者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付 敦賀 弘道 ・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号 0776-88-0001 ・F A X 0776-63-6621 <p>担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p> <p><苦情解決・虐待防止責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 渡辺 順子
第三者委員	<p>豊島 雅恵 永井 裕子</p>
福井市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：福井県福井市大手3丁目10-1 ・電話番号：0776-20-5435
福井県 社会福祉議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：福井県福井市光陽2丁目3番22号 ・電話番号：0776-24-2347 ・F A X：0776-24-8941

13.非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める災害時事業継続計画により対応いたします。
平時の訓練	年2回、避難・防災訓練を実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・消火器 有 <p>（その他、携帯ラジオ・懐中電灯等）</p>
消防計画	<p>防火管理者：五島 健一</p> <p>※消防計画については、建物所有者と共同で作成します。</p>
事故発生時の対応	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合

	は、福井市、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおい損保保険 加入保険内容：賠償責任保険

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

当事業所において、事業所設備その他をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ①利用者が事業所設備について故意的又は、重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合には自己の費用により原状に復していただきます。
- ②他の利用者又は、障害福祉サービス従事者に対し迷惑を及ぼす様な暴力・ケンカ、宗教活動、政治活動、営利活動を禁止します。
- ③障害福祉サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は、事業者及び従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

(別紙) 計画相談支援事業・障害児相談支援事業における利用料金

基本サービス単位数表（福井市の1単位の単価は10.18）

計画相談支援給付費		単位数	利用料	利用者負担額
サービス利用 支援費	(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014 単位/月	18,975 円/月	0 円
	(2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914 単位/月	17,957 円/月	0 円
	(3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822 単位/月	17,020 円/月	0 円
	(4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672 単位/月	16,511 円/月	0 円
	(5) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572 単位/月	15,493 円/月	0 円
	(6) サービス利用支援費（Ⅱ）	732 単位/月	7,451 円/月	0 円
継続サービス 利用支援費	(1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761 単位/月	16,420 円/月	0 円
	(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661 単位/月	15,293 円/月	0 円
	(3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558 単位/月	14,353 円/月	0 円
	(4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1,406 単位/月	13,844 円/月	0 円
	(5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,308 単位/月	12,826 円/月	0 円
	(6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606 単位/月	6,169 円/月	0 円

障害児相談支援給付費		単位数	利用料	利用者負担額
障害児支援 利用援助費	(1) 機能強化型障害児支援援助費（Ⅰ）	2,201 単位/月	20,634 円/月	0 円
	(2) 機能強化型障害児支援援助費（Ⅱ）	2,101 単位/月	19,616 円/月	0 円
	(3) 機能強化型障害児支援援助費（Ⅲ）	2,016 単位/月	18,751 円/月	0 円
	(4) 機能強化型障害児支援援助費（Ⅳ）	1,866 単位/月	18,242 円/月	0 円
	(5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766 単位/月	17,224 円/月	0 円
	(6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815 単位/月	8,296 円/月	0 円
継続障害児 支援利用援 助費	(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896 単位/月	17,550 円/月	0 円
	(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,796 単位/月	16,532 円/月	0 円
	(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,699 単位/月	15,544 円/月	0 円
	(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,548 単位/月	15,025 円/月	0 円
	(5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448 単位/月	14,007 円/月	0 円
	(6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662 単位/月	6,739 円/月	0 円

加算単位数表（福井市の1単位の単価は10.18）

加算		単位数	利用料	利用者負担額
行動障害支援体制加算 (Ⅰ)	○強度行動障害者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上ある者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	60 単位/月	356 円/月	0 円
行動障害支援体制加算 (Ⅱ)	○強度行動障害者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合	30 単位/月	305 円/月	0 円
精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)	○地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合 ○利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	60 単位/月	610 円/月	0 円
精神障害者支援体制加算 (Ⅱ)	○地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合	30 単位/月	305 円/月	0 円
要医療児者支援体制加算 (Ⅰ)	○医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	60 単位/月	610 円/月	0 円
要医療児者支援体制加算 (Ⅱ)	○医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合	30 単位/月	305 円/月	0 円
ピアサポート体制加算	○障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了し、 （ア）障害者または障害者であったと市町村が認める者であって、相談支援専門員又はその他指定計画（障害児）相談支援に従事する者。 （イ）管理者、相談支援専門員又はその他指定計画（障害児）相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算で0.5以上配置している事業所であって、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合	100 単位/月	1,018 円/月	0 円
主任相談支援専門員配置加算 (Ⅰ)	○地域の相談支援の中核的な役割を担う特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導・助言を実施している場合	300 単位/月	3,054 円/月	0 円
主任相談支援専門員配置加算 (Ⅱ)	○主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合	100 単位/月	1,018 円/月	0 円
初回加算	新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合。 障害福祉サービスを利用する月の前6か月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合。 契約日から計画案を交付した日までの期間が3ヵ月を超える場合であって、3ヵ月が経過する日以降に月2回以上、利用者居宅に訪問し面接を行った場合。	計画相談支援 300 単位/月	3,054 円/月	0 円
		障害児相談支援 500 単位/月	5,090 円/月	0 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 相談支援対象者が病院等に入院するにあたり、医療機関に向いて、当該医療機関の職員と面談し、情報を提供した場合 (Ⅱ) (Ⅰ) 以外の方法により情報を提供した場合 対象者1人につき1月に1回	(Ⅰ) 300 単位/月	(Ⅰ) 3,054 円/月	0 円
		(Ⅱ) 100 単位/月	(Ⅱ) 1,018 円/月	

退院・退所加算	入院、入所していた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合に、当該職員から必要な情報提供を受け、サービス等利用計画を作成し、利用調整を行い、支給決定を受けた場合	300 単位/月	3,054 円/月 3 回分を限度	0 円
(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算	①月に 2 回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に 1 回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。） ②他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議に参加した場合 ③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（単位数の変更のみ）	①② 300 単位/月 ③ 150 単位/月	①② 3,054 円/月 ③ 1,527 円/月	0 円
(障害児相談) 保育・教育等移行支援加算	①同上 ②同上 ③同上	①② 300 単位/月 ③ 150 単位/月	①② 3,054 円/月 ③ 1,527 円/月	0 円
医療・保育・教育機関等連携加算	①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、以下を行った場合 Ⅰ 指定サービス利用支援 Ⅱ 指定継続サービス利用支援 ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月 3 回、同一の病院等については月 1 回を限度とする。） ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月 1 回を限度とする。）	①-Ⅱ ② 300 単位/月 ①-Ⅰ 200 単位/月 ③ 150 単位/月	①-Ⅱ ② 3,054 円/月 ①-Ⅰ 2,036 円/月 ③ 1,527 円/月	0 円
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の面接することに加えて、福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービスと利用計画の変更その他必要な便宜の提供を検討した場合。	100/月	1,018 円	0 円
集中支援加算 (訪問・会議開催・会議参加)	利用の求めに応じ、月 2 回以上、自宅等で福祉サービス等に関する相談・面談等を行った場合。 関係支援者が参加する会議を開催し、支援方法等を検討した場合。 関係機関が主催する会議に参加した場合。	300/月	3,054 円	0 円
サービス提供時モニタリング加算	サービスの提供状況を確認し、サービスの提供状況について把握し、記録を作成した場合。	100/月	1,018 円	0 円
地域生活支援拠点等相談強化加算	緊急時に支援が必要な場合に、要請に応じて指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報提供及び指定短期入所の利用に関する調整を行った場合。	700/月	7,126 円	0 円
地域体制強化共同支援加算	支援が困難な利用者に対して、福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議による情報共有及び支援内容を検討し、在宅・地域生活等において必要な説明及び指導を共同で実施するとともに、地域課題を整理し自立支援協議会等に報告を行った場合。	2000/月	20360 円	0 円
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150/月	1,527 円/月	152 円/月

(事業所)

当事業所は、 _____ 様に対するサービス提供にあたり、

上記のとおり重要事項について、

あすわ相談支援事業所リアン従事者 _____ が説明いたしました。

所在地 福井県福井市米松2丁目6番28号

名 称 あすわ相談支援事業所 リアン

管理者 渡辺 順子 ㊞

説明者（従事者）

事業所 あすわ相談支援事業所 リアン

氏 名 _____ ㊞

(利用者)

私は、本書面に基づいて、 従事者 _____ から

上記、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(説明同席者)

私は、利用者本人 _____ と同席し、

上記、重要事項の説明を受けたことを確認します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞